

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和3年9月14日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり

太 田	修	尾 上	昭 則	由 喜 門	尊
小 林	桂 治	石 黒	五 月	藤 原	和 正
宮 本	英 美	藤 原	由 果	大 森	茂 利

欠席委員

出 射 實

久 山 英 之

4. 議事に参与した者

事 務 局 坂本 隆也

5. 議事内容

報 告 事 項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和3年度瀬戸内市農業委員会、第6回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、藤原会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。秋口となり早朝もすっかり秋の気温になってまいりました。この時期は、夏の疲れが体に出る時期でもありますので皆様、お気をつけてください。それでは、本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくお祈いします。

事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、出射、久山委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては藤原会長よろしくお祈いします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに石黒委員、大森委員、よろしくお祈いします。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。令和3年度瀬戸内市農業委員会第5回総会で転用許可と議決されました、下記案件について岡山県農業会議へ諮問したところ、承諾を得ましたので、8月31日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお祈いいたします。
（意見なし）

議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。続きまして、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「邑久町上山田■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「岡山県浅口市金光町■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■■■■■」。農地の所在地は「邑久町上山田873」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は76㎡。「邑久町上山田909-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は185㎡。「邑久町上山田 910-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は441㎡。「邑

久町上山田927」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は507㎡。「邑久町上山田930-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は166㎡。「邑久町上山田946」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,215㎡。「邑久町上山田949」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は275㎡。「邑久町上山田950」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は839㎡。「邑久町上山田1497」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は630㎡。譲受人の農地までの距離は50m。耕作面積は5,493㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人が貸借し耕作を行っている農地についての所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の正當委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「長船町服部■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■」。譲渡人「長船町飯井■■■■■■ ■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「長船町東須恵403-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は439㎡。「長船町飯井234-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,143㎡。「長船町飯井314-1」。登記、現況地目はいずれも

「田」。面積は502㎡。「長船町飯井324-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は681㎡。「長船町飯井328-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は504㎡。「長船町飯井688」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は248㎡。譲受人の農地までの距離は5,000m。耕作面積は1,701㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「新規就農」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、相続放棄により耕作放棄地となった農地について所有権移転し耕作を行うもの。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の北谷委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、本来であれば、担当委員さんのご意見を伺うところではありますが、規模縮小により、推進委員の出席を控えていただいておりますので、事務局より各担当委員から聞き取った内容を代読してもらいます。それでは、1番案件から順に説明をお願いします。

事 務 局 1番案件についてご説明します。譲受人は以前より申請地を借りて耕作を行っており、このたび正式に購入し耕作を行うとのこと。譲受人は瀬戸内市に移住して15年が経過し、集落役員を勤める等、周りからも受入れられている方なので特に問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、お願いします。

事務局 2番案件についてご説明します。申請農地は相続放棄され引き取り手がおらず、耕作放棄地となっており、この度引き取り手が見つかり譲受人が耕作するとのこと。耕作放棄地も解消されるため特に問題ありません。

議長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見の代読は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請、1番案件から2番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして、第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。

【1番案件】

申請人「牛窓町牛窓■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「牛窓町牛窓17-1」。地目は「田」。面積は1,307㎡。転用目的は「農地改良(田畑変更)」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金■■■。隣地への被害はありません。なお、農地改良に伴う一時転用によるもので、農用地区域外農地であります。資料6ページをご覧ください。石田重工業(株)より北へ約30mのところに位置しております。

【2番案件】

申請人「牛窓町鹿忍■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「牛窓町鹿忍 7282-2」。地目は「畑」。面積は177㎡。転用目的は「進入路兼運搬通路」。農地区分は農用地区域内農地で普通畑となっております。資金は■■■。隣地への被害はありません。なお、進入路としての一時転用によるもので、農用地区域内農地であります。資料7ページをご覧ください。牛窓漁協子父雁フィッシングセンターより北へ約100mのところに位置しております。

【3番案件】

申請人「福井県越前市本保町■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町尻海 1076-1」。地目は「田」。面積は921㎡。転用目的は「農地改良(田畑変更)」。農地区分は農用地区域内農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金■■■。隣地への被害はありません。なお、農地改良に伴う一時転用によるもので、農用地区域内農地であります。資料8ページをご

覧ください。正八幡宮より南東へ約300mのところに位置しております。

【4番案件】

申請人「邑久町尻海■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■」。土地の所在地は「邑久町尻海1077-1」。地目は「田」。面積は862㎡。転用目的は「農地改良（田畑変更）」。農地区分は農用地区域内農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金■■■。隣地への被害はありません。なお、農地改良に伴う一時転用によるもので、農用地区域内農地であります。資料9ページをご覧ください。正八幡宮より南東へ約300mのところに位置しております。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を事務局より代読します。1番案件から4番案件について、お願いします。

事務局 1番案件についてご説明します。申請人はこれまで田として管理していたが、今後は畑にして耕作をしたいとのこと。また盛土に関しても周辺農地に影響が出ないように行うとのことなので特に問題ありません。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、2番案件について、お願いします。

事務局 2番案件についてご説明します。申請地南側にある居宅を解体する計画があり、その解体作業を行うための進入・運搬路として一時転用とのことであるため特に問題ないと思います。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、3番・4番案件について、お願いします。

事務局 3・4番案件についてご説明します。田畑変更を行い、今後畑として耕作をする予定となっております。排水は既存の水路を使用し、日照についても特に問題ないので大丈夫だと思います。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、1番案件から4番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を事務局より代読します。1～6番案件について、お願いします。

事 務 局 1番案件についてご説明します。譲受人は市内で建設業を行っており、資材置き場が必要とのことで当該申請地を購入し利用するとのこと。もともと水利関係もなく排水についても問題はないので大丈夫だと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、お願いします。

事 務 局 2番案件についてご説明します。譲受人は現在実家で暮らしているが、子供の成長に合わせて手狭となったため当該申請地を購入し居宅を建築するとのこと。排水関係、水利関係についても問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件について、お願いします。

事 務 局 3番案件についてご説明します。譲受人は現在北島に住んでおり、かねてより新たな居宅建築をするための土地を探していました。この度、当該申請地の紹介を受け、立地条件に見合っていたため申請に至ったとのことです。特に問題はありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、お願いします。

事 務 局 4番案件についてご説明します。奥山建設は当該申請地の隣接地に事務所を置いており、業務拡大により現在使用している資材置き場が手狭となり、事務所近くで新たな資材置き場の候補地を探していたところ、当該申請地について譲渡人より話があり、まとまりました。譲渡人も高齢となり、管理に困っていた事も踏まえ特に問題ないかと思えます。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、5～6番案件について、お願いします。

事 務 局 5番案件についてご説明します。譲受人は現在近隣で介護施設を運営しており、新たな事業所を建築するため、駐車場が手狭となるため、当該申請地を新たな駐車場及び倉庫として転用申請を行いました。譲受人は地域からも信頼されている人物であり、耕作放棄地の解消にもつながるため、地域としても応援しているそうです。特に問題ありません。

事 務 局 6番案件についてご説明します。当該申請地は長船支所からも近く、県道にも近いことから住宅地として優れており、また、譲渡人も今後耕作を行っていく予定もないことから建売分譲住宅として申請しました。排水等の問題もありません。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案、1番案件から6番案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第5条許可申請について、1番案件から6番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料5頁目をご覧ください。
- 【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】
- 以上、事務局からの説明を終わります。
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事 務 局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。10月の通常総会については10月12日火曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。11月の通常総会につきましては、11月10日水曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。
- 議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。
- それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和3年度9月の総会を閉会とさせていただきます。
- ありがとうございました。
- (午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和3年9月14日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員